

# みんなの交流館 ならはCANvas 施設利用における障がい者の減免制度について

利用者のうち、障がい者の人数は  
その半数以上である。  
(※<sup>1</sup>介護者の計算方法は場合による)

<条例における障がい者の定義>

1. 身体障害者手帳の交付を受けている
2. 療育手帳の交付を受けている
3. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている

いいえ

半額免除

はい

全額免除(※<sup>2</sup>)

※<sup>1</sup> 以下に掲げる要件を満たす当該障がい者の介護のために同伴する介護者の場合、一人の当該障がい者につき、介護者一人までは人数に含めず計算。2人目以降は含む。

1. 身体障害者手帳に「第一種身体障害者」と記載
2. 療育手帳に障害の程度が「A」と記載
3. 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が「1級」と記載

※<sup>2</sup> 施設使用が連続2日以上に渡る場合、全額免除は初日のみ。2日目以降は半額免除。